

贈答および接待交際に関するポリシー

1. 適用範囲

この贈答および接待交際に関するポリシー（以下「本ポリシー」）は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ、株式会社Jリーグおよび株式会社ジェイ・セイフティ（以下総称して「Jリーグ」）の役職員、従業員、業務委託者、出向者、派遣社員その他すべての従事者（以下総称して「Jリーグ従事者」）について適用されます。

2. 目的

贈答や接待を申し出る行為・受ける行為は、合法的で適切な範囲において行われる限りにおいては、ビジネスパートナー間で友好関係を築くために一定のメリットをもたらすことができるものです。しかし、違法となる場合はもちろん、違法ではないとしても、贈答や接待が行われた場合、第三者から関係が不透明・不公正であるとの疑いを受ける可能性があるものであり、その結果正当なビジネス上の決定を阻害することになるだけではなく、Jリーグの社会的評価を大きく損なうことにつながりかねません。このような事態につながることを事前に避けることを目的として、Jリーグは本ポリシーを制定します。

3. 贈答・接待交際についてのポリシー

(1) Jリーグ従事者は以下に定める事項を遵守するものとします。

- ① Jリーグ従事者は、全ての取引先様に対していかなる贈答・接待交際も、これを要求すること、または要求をほのめかすことをしてはなりません。
 - ② Jリーグ従事者は、全ての取引先様からの社会通念の範囲を超えた贈答・接待交際も、これを受けてはなりません。Jリーグ従事者がかかる行為を取引先様に行おうとする場合も同様とします。
- なお、社会通念の範囲を超えた贈答・接待交際とは、具体的に以下に定めるような内容を指すものとします。

- a. 現金、金券、商品券、またはこれらに準ずるものを受け取ること
- b. 高額なお歳暮、お中元、その他の贈答品等を受け取ること
- c. 業務に関わりの無いイベント、セミナー等への、接待を伴う招待を受けること
- d. 取引先様に業務に関わりの無い旅費・交際費等の負担をいただくこと
- e. 特段の理由なく、同一の取引先様から複数回にわたる接待を受けること
- f. 金品に限らず、個人的な便宜供与を受けること
- g. その他Jリーグ当事者と取引先様とで、直接的であると間接的であるとを問わず、私的な利害関係をもつこと

(2) 前項にかかわらず、Jリーグ従事者が社会通念の範囲内の贈答・接待交際を行い、または受ける必要がある場合、事前に役員または内部監査室に報告のうえ、対応を検討するものとします。

以上